令和５年度さいたま市再犯防止推進協議会

次　　第

日時：令和６年１月２９日（月）午前１０時００分～
会場：大宮区役所６階　大会議室

１　開　会

２　委員の御紹介

３　議題

（１）さいたま市の再犯防止の進捗状況について
（２）国・民間団体等の動向について

４　その他

５　閉　会

さいたま市再犯防止推進協議会　委員名簿

資料1

令和６年１月２９日現在

	所属	役職等	氏名
1	埼玉大学	名誉教授	沢崎　俊之
2	埼玉弁護士会	弁護士	平原　興
3	さいたま大宮地区保護司会	保護司	後藤　宏道
4	さいたま浦和地区更生保護女性会	顧問	柴﨑　八重
5	白石工業株式会社	相談役	白石　宏行
6	更生保護法人清心寮	理事長	清水　義憲
7	NPO法人埼玉ダルク	施設長	辻本　俊之
8	埼玉県地域生活定着支援センター	センター長	吉田　拓人
9	青少年育成さいたま市民会議	補導委員会　委員長	利根川　善次
10	さいたま市社会福祉協議会	事務局長	吉野　博之
11	さいたま市民生委員児童委員協議会	理事	野中　味恵子
12	さいたま地方検察庁	総務部 検事	村澤　文子
13	さいたま保護観察所	次長	西村　朋子
14	川越少年刑務所	総務部 調査官	村上　儀浩
15	さいたま少年鑑別所	地域非行防止調整官	熊谷　渉
16	東京矯正管区	更生支援企画課 課長	大園　雄介
17	浦和公共職業安定所	専門援助部門 統括職業指導官	上松　智江
18	埼玉県警察	さいたま市警察部 総務課 企画補佐官	鈴木　朋憲

資料2

令和５年度さいたま市再犯防止推進協議会　席次表

日時：令和５年１月２９日（月）午前１０時～

会場：大宮区役所６階　601・602号室

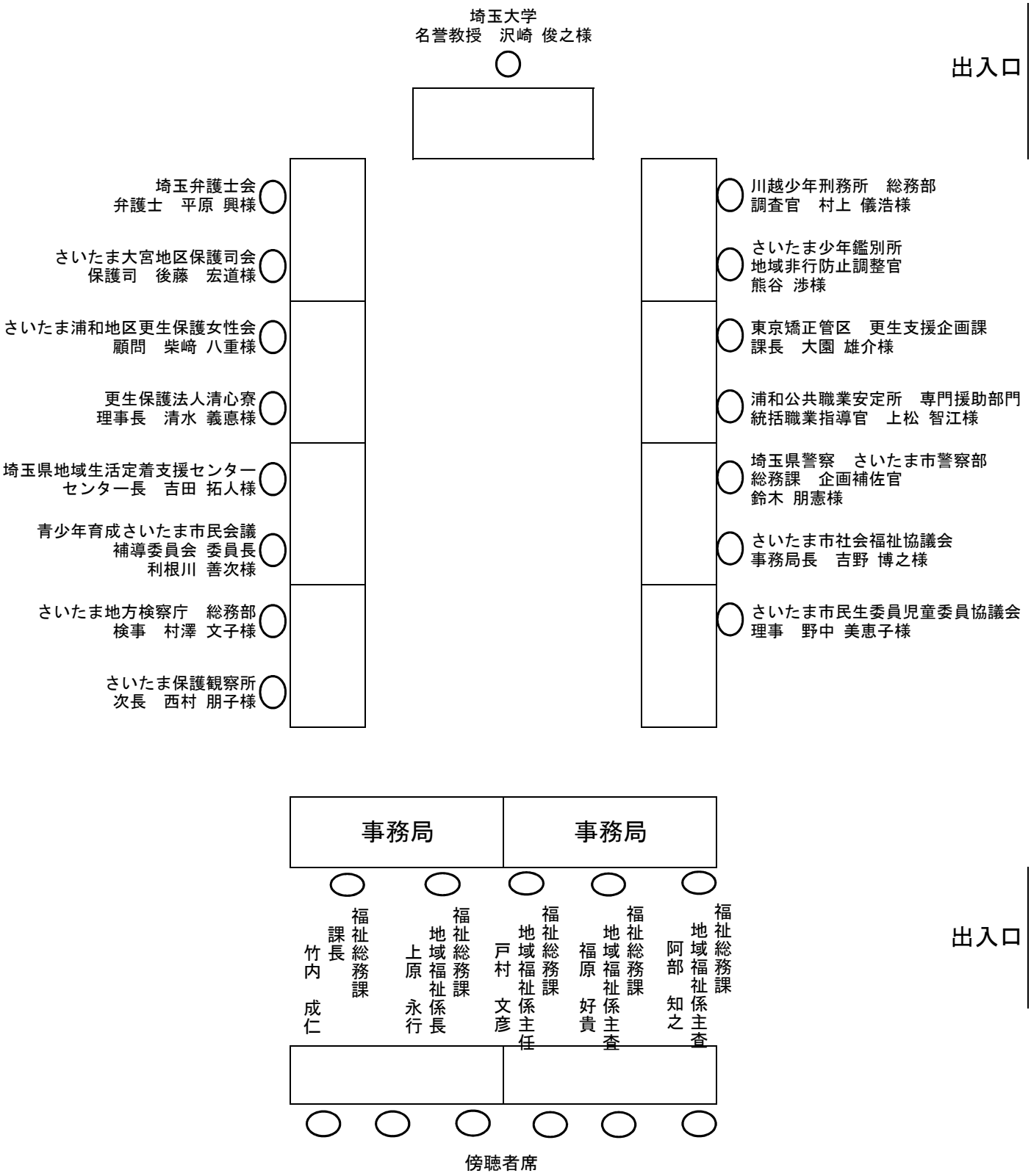

資料３

さいたま市の再犯防止の進捗状況について

令和６年１月２９日

さいたま市　福祉局
生活福祉部　福祉総務課

①　さいたま市再犯防止推進計画

地方公共団体

≪行政サービスの提供≫

➢「住民に身近な行政」として、再犯防止の観点を踏まえ、国と連携・協力した事業実施が求められている。

連携・協力

国

≪刑務所等での指導・支援≫

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援　等

再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施

さいたま市再犯防止推進計画の策定

【計画策定の考え方】

➢ 本市が実施する更生支援や再犯の防止等に資する取組及び犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供してきた各サービス（事業）などで、更生支援や再犯防止につながる可能性がある取組を計画に記載する。

➢ これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった取組に対し、再犯防止の観点が反映される契機とする。

➢ 日頃から市民に提供している再犯防止に資する各種サービスを着実、適正に実施することで、犯罪をした者等の更生支援や再犯防止につながり、国や県が掲げる目標に寄与する。

【基本目標】

➢ 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援を推進することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指します。

【期間】

➢ 令和3年度から7年度までの5年間

【構成】

第1章	計画の概要	計画の趣旨・国や県の状況 計画の基本方針や重点項目　等
第2章	関連する施策の展開	重点項目別の現状と取組の方向性 再犯防止等に関連する取組
第3章	再犯防止を取り巻く状況	犯罪者処遇の概要　/　市における犯罪の発生状況　/　市を取り巻く再犯に関する状況
第4章	**計画の推進体制**	**さいたま市再犯防止推進協議会を設置**
資料	法律・計画、用語集 さいたま市再犯防止推進計画協議会 等	国の再犯防止推進法　/　国の再犯防止推進計画　/　協議会の開催状況及び委員構成　等

②　（国）第二次再犯防止推進計画

○ 第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定
○ 計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間

第一次計画	第二次計画
① 就労・住居の確保等	① 就労・住居の確保等
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③ 学校等と連携した修学支援の実施等	③ 学校等と連携した修学支援の実施等
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	⑤ 民間協力者の活動の促進
⑥ 地方公共団体との連携強化等	⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備	⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

地域による包摂の推進

「刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること」

【国・都道府県・市区町村の役割の明確化】

国	刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。
市区町村	地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活ができるよう適切にサービスを提供できるよう努めること。

本市においても、市再犯防止推進計画に基づき、効果的・効率的に各種サービスを提供することで、地域の再犯防止の推進に寄与してまいります。

③　さいたま市再犯防止推進協議会

【さいたま市再犯防止推進計画（抄）】

第4章　計画の推進体制
（協議会を設置し、）**計画の進捗状況**について意見を聴取しながら定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行います。
（協議会を活用して、）**委員相互の情報共有や意見交換等**を行い、これまで以上に**連携**を強化することにより、地域における再犯の防止等に関する取組を**協働**して推進していきます。

【さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱（抄）】

（所掌事務）
第2条 協議会は、次に掲げる事項について**意見聴取**を行うものとする。
（1）**さいたま市再犯防止推進計画の推進等**に関すること。
（2）前号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のための必要な事項に関すること。

さいたま市再犯防止推進協議会

議題（1）　さいたま市の再犯防止の進捗状況について

- **計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、進捗状況について意見を拝聴する。**

議題（2）　国・民間団体等の動向について

- **地域の再犯防止に関する取組において協働体制を構築し、再犯防止を推進するため、委員相互の情報共有や意見交換等を行う。**

④　さいたま市再犯防止推進計画の進捗状況

【進捗状況：令和4年度の取組】

➢ **事業ごとの令和4年度の取組内容、実績・成果、達成度**について、各所管より報告をいただきました。

計画に記載されている内容を転記しています。

計画に掲載されている事業について、令和4年度に行った取組内容について記載しています。

総合振興計画基本計画実施計画（以後、総合振興計画という）をはじめとした各事業計画において、再犯防止推進計画に掲載している取組に関する目標等を設定している場合は、令和3年度の目標とその計画名を記載しています。
計画により目標を設定していない事業や設定が困難な事業については「―」を記載しています。

令和4年度の目標または令和3年度の取組内容に対する成果等を記載しています。その際、再犯防止や更生支援に係る連携をした取組等については具体的に記載しています。

事業番号	計画に掲載している標題	計画に掲載している事業内容	令和4年度の取組内容	令和4年度目標	令和4年度実績・取組の成果	達成度
1	**ワークステーションさいたまにおける取組**	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施しました。	○ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数　282人 ○ワークステーションさいたま施設利用者数　10,000人 （総合振興計画実施計画:事業11-1-4-02）	・ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数　369人 ・ワークステーションさいたま施設利用者数　10,543人	A

☞ 詳細は**資料4「令和4年度さいたま市再犯防止推進計画進捗管理表」**を参照してください。

➢ **令和4年度の達成度**は、以下の基準としました。

A：目標を上回った
例）目標に対し実績が概ね110%以上/事業予定を前倒しで実施できた/予定を超える成果があった

B：目標を達成した
例）目標に対し実績が概ね90%以上110%未満/事業予定を概ね実施できた

C：目標を下回った
例）目標に対し実績が概ね90%未満/事業予定の一部もしくは全部を実施できなかった

ー：新型コロナウイルス感染症の影響により目標を達成不可/事業を実施不可

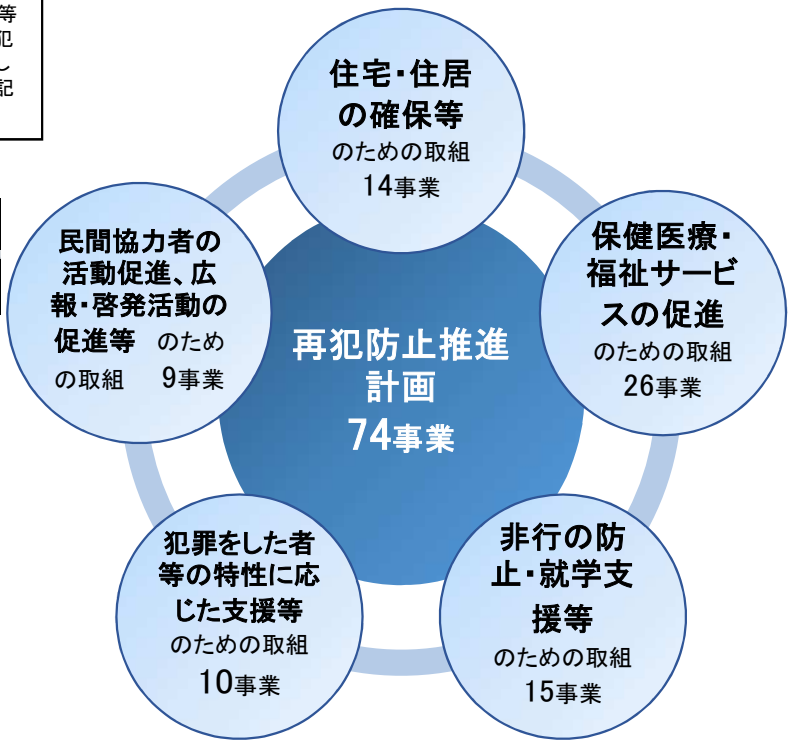

⑤　令和４年度の取組と達成度

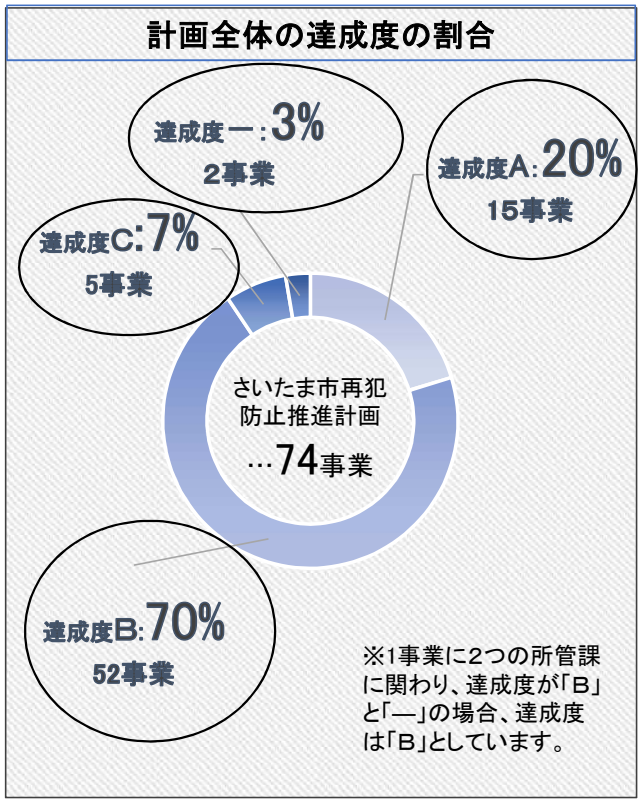

【各達成度の内訳：定量的評価と定性的評価】

・定量的評価：総合振興計画基本計画実施計画、その他の計画上の目標値に対して、達成度を評価

・定性的評価：目標値を設定せず、実施の状況により、達成度を評価

	計画全体	（内訳）	
		定量的評価	定性的評価
達成度A	15事業（12）	15事業（12）	なし（なし）
達成度B	52事業（54）	14事業（16）	38事業（38）
達成度C	5事業（なし）	2事業（なし）	3事業（なし）
達成度—	2事業（8）	1事業（2）	1事業（6）
合計	74事業	32事業（30）	42事業（44）

※　（）内は令和3年度実績の事業数となります。

⑥各事業の進捗状況
1　就労・居住の確保等のための取組…14事業

（1）就労の確保等
①就職に向けた相談・支援等の充実（7事業）
②犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上（3事業）
（2）住居の確保等（4事業）

【達成度割合（再掲含む）】

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
1（1）①　事業番号3　さいたま市若者自立支援ルームにおける取組 社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。	➢ **若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した方の割合　76%（目標：65%）** ➢ **若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステップアップした人数　93人（目標：89人）**	A
1（1）①　事業番号5　ジョブスポットにおける取組 各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、就労支援を実施しました。	➢ **各区役所内に設置された「ジョブスポット」にて新規求職者数として就労支援を実施　1,665人** ➢ **（就労支援を行った者のうち）就労件数　1,198件**	B

⑥各事業の進捗状況
1　就労・居住の確保等のための取組…14事業

【主な事業の状況（つづき）】

取組内容	実績・成果と達成度	
1（1）② 事業番号8　協力雇用主への競争入札参加資格審査における加点の取組 建設工事に係る競争入札参加資格審査時に、協力雇用主へ加点を行いました。	➢ **令和3・4年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者に対して、発注者別評価点として10点の加点を行いました。**	B
1（2） 事業番号12　住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進に関する取組 保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度について、市報への掲載等により周知を行いました。 居住支援団体との連携により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援の推進を図りました。	➢ **（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の周知により）セーフティネット住宅登録戸数　6,248戸（目標：5,700戸）** ➢ **居住支援協議会の活動を通じて、居住支援に係る8団体と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた支援を行いました。**	A

⑥各事業の進捗状況
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組…26事業

（1）高齢者又は障害者等への支援等
①保健医療・福祉サービスの提供に関する取組（11事業）
②関係機関・団体との連携の強化（7事業）
（2）薬物依存を有する者への支援等（8事業）

【達成度割合（再掲含む）】　※1事業に2つの所管課に関わり、達成度が「B」と「―」の場合、達成度は「B」としています。

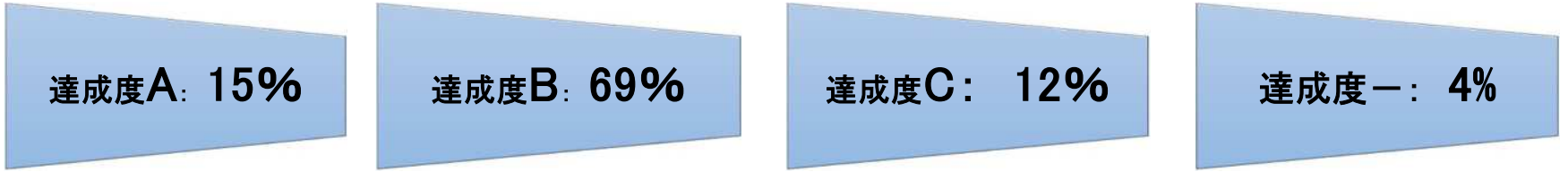

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
2（1）①　事業番号14　包括的な支援体制の構築 福祉の複合的な課題を抱える市民等に対応するため、各区役所に福祉まるごと相談窓口を開設し、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う等、包括的な支援を実施しました。	➢ **包括的な支援体制の拡大のため、福祉丸ごと相談センターと生活自立・仕事相談センターを統合し、福祉まるごと相談窓口を10区に開設することで幅広く相談を受け止め、適切な支援のコーディネートを行いました。** ➢ **個々の事案の適切な支援を進めるために、相談内容に応じた関係機関が参加する支援会議を開催する等、関係機関同士が連携して課題に対応する体制の整備が進み、犯罪をした者等も含めて複合的な課題を抱えた方からの相談を受ける体制の整備にも寄与しました。** ➢ **窓口利用者の満足度　92.6%（目標：60%）**	A
2（1）①　事業番号22　生活困窮者自立支援制度における取組 生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	➢ **各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ6,172名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。**	B

⑥各事業の進捗状況
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組…26事業

【主な事業の状況（つづき）】

取組内容	実績・成果と達成度	
2(2)① 事業番号29 薬物依存症者本人および家族等への支援 薬物依存症者本人、家族等からの相談に対し、電話や面接等で、保健医療・福祉サービスの利用促進に関する助言等の支援を行いました。 薬物依存者本人及び家族等へ、相談対応や保健医療・福祉サービス利用の促進等の支援を行いました。	➢ **薬物依存症者本人及び家族等に対する電話相談対応　63件** ➢ **薬物依存症者本人及び家族等に対する面接相談対応　20件** ➢ **依存症に関する個別相談会　8回実施** ➢ **薬物依存者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接、訪問などの相談支援を延63件実施し、薬物依存に対する対応方法や医療機関情報の提供、地域で生活していくための福祉サービスの利用の促進をしました。**	B
2(2)① 事業番号30　同上 依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法の講義、当事者の体験発表、グループワークを実施しました。	➢ **依存症家族教室を2クール（3回1クール）実施し、延べ49名の参加がありました。** ➢ **新たに依存症家族教室の修了者向けのグループを実施（月1回）し、延べ37名の参加がありました。**	
2(2)① 事業番号31 薬物を含む依存症に対する相談支援ネットワーク構築と人材育成に関する取組 依存症支援者研修会を実施しました。 また、埼玉ダルク等の依存症関連団体へ技術支援を実施しました。	➢ **依存所研修会実施　（研修会参加者54名）** ➢ **埼玉ダルク、さいたまマックへ出張し技術支援を実施　各5回**	B

⑥各事業の進捗状況
3　非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組…15事業

①修学支援等に関する取組（5事業）
②非行防止に関する取組（10事業）

【達成度割合（再掲含む）】

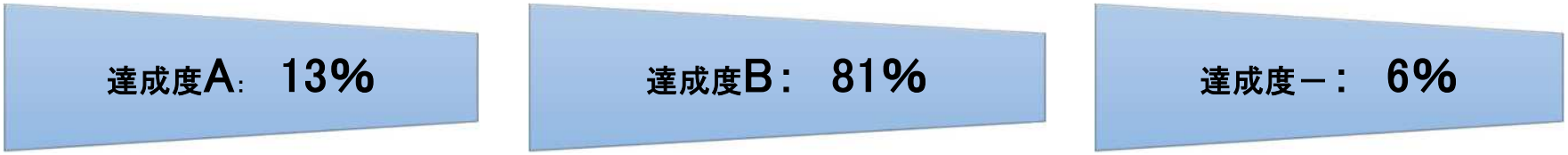

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
3①　事業番号39　生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組 生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援、居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。	➢ 生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、犯罪をした者等も含めて子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。 ➢ （学習支援）中高生教室の出席率　49.1%（目標：42.9%） ➢ 小学生教室の出席率　77.4%（目標：64.4%） ➢ 教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率　100%（目標：98.5%）	A
3②　事業番号42　非行防止教室の開催 関係機関や団体への協力依頼、各校で実施した非行防止に向けた取り組み状況について集約を行い各校の実践内容について学校・警察連絡協議会や研修会において周知しました。	➢ （市立小・中・高等・中等教育学校において）薬物乱用関係に取り組んだ学校　97.5% ➢ ネットトラブル関係に取り組んだ学校　97.5% ➢ 関係機関と連携した「非行防止教室」を実施した小・中・高等学校　89校 ➢ 「令和4年度非行防止に向けた取組」として取り組みを行った市立小・中・高等・中等教育学校　100%	B

⑥各事業の進捗状況
4　犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組…10事業

①少年・若年者に対する支援等に関する取組（8事業）
②女性の抱える問題に応じた支援等に関する取組（1事業）
③発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等に関する取組（1事業）

【達成度割合（再掲含む）】

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
4①　事業番号51　なんでも子ども相談窓口における取組 おおむね15歳までの子どもとその保護者及び関係者を対象に、子どもや家庭に関するあらゆることについて、電話や来所・メールによる相談に対応しました。	➢ **なんでも子ども相談窓口における相談対応　4,426件** ➢ **総合相談窓口利用者のうち親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合　97.7%（目標：95%）**	**B**
4③　事業番号5　さいたま市DV相談センターにおける取組 配偶者等から暴力を受けた被害者や一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者などから、電話や面接で相談を受け、関係機関等と連携しながら自立に向けた支援を行いました。	➢ **DV被害者への相談支援件数　1,036件**	**B**

⑥各事業の進捗状況
5　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組…９事業

（1）民間協力者の活動の促進
①民間団体等に対する支援（3事業）
（2）広報・啓発活動の推進等
①再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進（5事業）
②民間協力者に対する表彰（1事業）

【達成度割合（再掲含む）】　※1事業に2つの所管課に関わり、達成度が「B」と「―」の場合、達成度は「B」としています。

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
5(2)①　事業番号48　青少年の健全育成・非行防止のための意識啓発に関する取組 犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める広報、啓発活動を実施した。	➢ **非行防止キャンペーンや大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動の実施により、市民への啓発や青少年の健全育成・非行防止を推進しました。**	**B**
5(2)②　事業番号60　保護司の表彰 さいたま市社会福祉大会を開催し、功績が顕著な保護司を表彰した。	➢ **犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献した保護司に対して、その長年にわたる功績を表彰（市長表彰：4名、社協会長表彰：10名）することにより、意欲、やりがいの向上に繋げました。**	**B**

⑦　さいたま市の広報・啓発活動等

さいたま市再犯防止推進計画リーフレット

- 令和４年３月、再犯防止の現状等及び犯罪や非行をした人やその支援者の方（家族・保護司・更生保護・福祉等の関係機関・団体の職員等）が必要な支援につながるよう、地域の再犯防止に資する**相談先・連絡先**をまとめたリーフレットを作成しました。

- 地域の再犯防止に関する取組（窓口）を集約することにより、①**支援ネットワークの基礎を構築し支援につながりやすい環境を整備**するとともに、②**市民に周知・啓発**することで、**「すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指す」機運の醸成**を目的としています。

リーフレットの構成	
第1部　再犯防止とは	・再犯の現状　・再犯防止の必要性　・再犯が起こる原因等
第2部　相談窓口一覧	・窓口名称　・支援制度概要　・連絡先等

- 配布先
  - 市再犯防止推進協議会構成機関
  - 更生保護関係者（保護司会・更生保護女性等）
  - 民生委員
  - 市関係所管課

再犯防止推進の広報・啓発活動等

【広報・啓発活動】

☞ 令和5年7月、**第73回社会を明るくする運動及び再犯防止啓発月間**のポスターを庁舎に掲示しました。

☞ 令和5年7月、**各区役所区民課の電子掲示板**にて、**再犯防止啓発動画**を放映しました。

☞ 令和5年8月、**各区役所区民課の電子掲示板**にて、**社会を明るくする運動の動画**を放映しました。

【参考】

☞ さいたま市のホームページにおいて、**再犯防止に関する情報**欄をつくり、イベントやセミナー等の情報を掲載しています。**共有したい情報がございましたらお寄せください！**

理由					
所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活 している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確 金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩み ていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 ジでは、以下を追加） 援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備 、就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実 。 ージでは、以下を追加） 保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は それの高い方に、求職活動を行うことを条件に、一定期間家 額を支給します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	○支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収にいたった割合 63.0% （総合振興計画実施計画:事業06-2-2-02）	・各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ6,172名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。 ・就労・増収に向けた相談・助言等を行う就労支援を714名に対し実施し、450名が就職しました（就職率:63.0%）。 ・住居を失った又は失うおそれの高い方に家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給決定　275名	B	
所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポッ 置し、福祉事務所と連携しながら、職業相談、職業紹介等の 援を実施します。	各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、就労支援を実施しました。	―	・各区役所内に設置された「ジョブスポット」にて新規求職者数として就労支援を実施　1,665人 ・（就労支援を行った者のうち）就労件数　1,198件	B	
事に係る競争入札参加資格審査において、犯罪や非行をし 雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」へ加点を行うことで、 上の取組を促進します。	建設工事に係る競争入札参加資格審査時に、協力雇用主へ加点を行いました。	―	令和5・6年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者に対して、発注者別評価点として10点の加点を行いました。	B	
ムページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇 の支援制度等の広報を実施します。	協力雇用主への支援制度等について市ホームページに掲載し、広報を実施しました。	―	協力雇用主への支援制度等について市ホームページに掲載することにより、制度の周知に繋げました。	B	

所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 ジでは、以下を追加） 援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備 就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実。 ージでは、以下を追加） 保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそれの高い方に、求職活動を行うことを条件に、一定期間家額を支給します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	○支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収にいたった割合 63.0% （総合振興計画実施計画:事業06-2-2-02）	・各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ6,172名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。 ・就労・増収に向けた相談・助言等を行う就労支援を714名に対し実施し、450名が就職しました（就職率:63.0%）。 ・住居を失った又は失うおそれの高い方に家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給決定　275名	B	

防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施します。	した。	(総合振興計画実施計画:事業06-1-1-01)	・(「シニアサポートセンター(地域包括支援センター)」をより多くの方に利用してもらえるよう認知度の向上に取り組み)認知度　55%		
や障害に対する偏見や差別をなくすため、「誰もが共に暮らの障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーションの理念や、障害者に対する理解を深めるための各種啓発活施し、障害のあるなしに関わらず、誰もが権利の主体として互重し、安心して共に生活を送ることができる地域社会をつくる指します。	・「障害者週間」市民のつどいを会場で実施。 ・市内小学校の6年生を対象にノーマライゼーション条例簡明版冊子を配布。 ・市内障害福祉サービス事業所を対象とした監査指導の中で、障害者への差別の解消に関する研修を実施。また、市職員を対象に障害者への差別の解消に関する研修を実施。	○各種啓発イベントの参加者数　2,900人 ○参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合　90% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-01) ○差別の解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合　75% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-02)	・各種啓発イベント来場者数　2,037人(「障害者週間」市民のつどいの来場者　1,616人、ノーマライゼーションカップの来場者　421人) ・参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答した方の割合　92% ・市内小学校の6年生を対象として配布したノーマライゼーション条例簡明版冊子の部数　12,680部 ・差別の解消等に関する研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合　100%	B	
行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利じて、就労に向けた訓練の機会を提供します。	・就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利用を通じて、就労に向けた訓練の機会を提供しました。	—	就労に向けた訓練の機会を提供することで、障害のある方の社会参加につなげました。	B	
域活動支援センターの利用を通じて創作的活動や生産活会を提供する等、施設・サービスの利用につなげることで、障る方の社会参加の促進を図ります。	地域活動支援センターの利用を通じて、創作活動や生産活動の機会を提供しました。	—	創作活動及び生産活動の機会を提供することで、障害のある方の社会参加につなげました。	B	
生活支援センターにおいて、住まいや日常生活等暮らしに関談支援を実施します。また、差別や虐待等権利侵害の通報や付、教育や就労に関する相談や情報の提供等、障害者が抱題について、1人ひとりに応じたサービス利用援助を実施しま	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援を実施しました。	—	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援を実施することにより、障害のある方の社会参加に繋げました。	B	
困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行より、生活を安定させるとともに、その方の状態に応じた自立し支援を実施します。	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、自立を目指した支援を実施しました。	—	生活に困窮する方に対し、自立を目指した支援を実施した結果、「働きによる収入の増加・取得」298世帯、「社会保障給付金の増加」18世帯が自立し、生活保護廃止となりました。	B	
所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確金の支援、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	—	各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ6,172名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。	B	
保護観察所と情報交換等を行いながら、心神喪失者等医療察法の対象者への地域処遇計画に基づき、地域での相談支ア会議への参加を通じて関係機関と連携して、対象者への支います。	地域処遇計画に基づき、ケア会議等への参加を通じて、さいたま保護観察所や関係機関と連携し、心神喪失者等医療保護観察法の対象を支援しました。	—	心神喪失者等医療観察法のCPA会議・ケア会議等に延81回参加しました。ケア会議等への参加を通じて、さいたま保護観察所や医療機関、関係機関との情報交換等を行い地域処遇計画に基づき地域で対象者への相談支援を実施しました。	B	
医療観察制度運営連絡協議会への参画やさいたま保護観察報交換等を行い、医療観察制度が適切に運用されるよう取りす。	埼玉県医療観察制度運営連絡協議会に参画し、さいたま保護観察所等の関係機関と随時情報交換を行いました。	—	書面開催された埼玉県医療観察制度運営連絡協議会に参画しました。また、さいたま保護観察所等の関係機関と随時情報交換を行い、医療観察制度の適切な運用に寄与しました。	B	

機能充実を図ります。	た。		しました。		
民が抱える問題について相談に応じるとともに、個々の福祉応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団連絡調整等を担う民生委員・児童委員と連携し、その活動をることで、地域住民の福祉向上を図ります。	民生委員・児童委員の活動を支援するため、委員活動の必要経費や研修・大会への参加経費の一部を補助しました。また、委員の資質向上のため民生委員・児童委員研修を開催しました。	研修の開催回数　6回 （第2期保健福祉総合計画：各論第1章(3)③）	・委員の資質向上のため、民生委員・児童委員研修を6回開催しました。 地域住民の福祉向上のため、補助金の交付による委員活動への財政的支援を行い、委員との連携が強化されました。 ・再犯防止推進リーフレットを配布し、再犯防止に資する相談窓口等を民生委員に周知することで連携強化を推進しました。	B	
存者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による援や保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。	薬物依存者本人及び家族等へ、相談対応や保健医療・福祉サービス利用の促進等の支援を行いました。	―	薬物依存者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接、訪問などの相談支援を延63件実施し、薬物依存に対する対応方法や医療機関情報の提供、地域で生活していくための福祉サービスの利用の促進をしました。	B	
	薬物依存症者本人、家族等からの相談に対し、電話や面接等で、保健医療・福祉サービスの利用促進に関する助言等の支援を行いました。	―	・薬物依存症者本人及び家族等に対する電話相談対応　63件 ・薬物依存症者本人及び家族等に対する面接相談対応　20件 ・依存症に関する個別相談会（市報にて周知）　8回実施	B	
存症関連の問題を持つ方の家族に対し、依存症家族教室を依存症についての正しい知識や適切な対応方法を知り、本家族が回復に向かうことが出来るよう支援します。	依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法の講義、当事者の体験発表、グループワークを実施しました。	―	・依存症家族教室を2クール（3回1クール）実施し、延べ49名の参加がありました。 ・家族教室修了者向けのグループを実施（月1回）し、延べ37名の参加がありました。	B	
おける相談支援のネットワーク構築及び人材育成を目的に、に関わる支援者向けの研修会を開催します。また、依頼に応いたま保護観察所、埼玉ダルク等の依存症関連団体への技を実施します。	依存症支援者研修会を実施しました。 また、埼玉ダルク等の依存症関連団体へ技術支援を実施しました。	―	・依存症支援者研修会を実施し、54名の参加がありました。 ・関連団体である埼玉ダルク、さいたまマックへ各5回ずつ出張し、技術支援を実施しました。	B	

て行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬の貸し出しを実施します。					
	薬物乱用防止指導員が市立学校において、健康教育の推進を目的として行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬物標本の貸し出しを実施しました。	—	薬物乱用防止指導員が市立学校において、健康教育の推進を目的として行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬物標本の貸し出しを実施しました。	B	
	中学校、中等教育学校及び高等学校に薬物乱用防止の啓発用リーフレットを配布します。	—	中学校、中等教育学校及び高等学校に、薬物乱用防止の啓発用リーフレットを配布しました。（中学校67校、中等教育学校1校、高等学校33校）	B	
用問題に対する意識を高め、また正しく認識してもらうため、パンフレットを作成し、イベント等において市民に配布するとと学校、中学校及び高等学校で行う薬物乱用防止教室等で て交付します。	7月14日に大宮駅構内において「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ヤング街頭キャンペーンを実施し、駅利用者に対し啓発資材を配布しました。また、薬物乱用防止教室等で使用する啓発資材を提供しました。	—	啓発資材の配布を通して、幅広い年齢層の市民に対し薬物乱用防止の啓発を行うことができました。	B	
者本人及び家族等が治療や支援につながるよう、リーフレット用し、依存症に関する正しい知識や情報の周知を図ります。	新たに依存症や家族対応を学ぶリーフレットを作成・配布しました。また、埼玉県と共催で依存症フォーラムを実施し、依存症に関する知識や情報の周知を実施しました。	—	相談時に依存症相談拠点機関・家族対応のリーフレットを活用するほか、関係機関に送付しました。また、依存症に関する知識や相談・治療についてまとめた動画を公開し、情報の周知を行いました。	B	
用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対すを実施します。	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付します。	—	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付しました。（事業費：1,107,981円）	B	
薬物乱用防止啓発CMを、公共施設に設置しているモニターいて、毎年一定期間上映します。	7月1日から7月31日の間、さいたま新都心駅前大型映像装置において、市が作成した薬物乱用防止啓発CMを1日80回放映しました。また、区役所に設置されているモニターでの放映を行いました。	—	啓発CMの放映を通して、駅や区役所を利用する幅広い年齢層の多数の市民に対し薬物乱用防止の啓発を行うことができました。	B	

所を出院・退所して学校に復学する際等、必要に応じて関係連携して支援することにより、児童生徒や保護者の不安や悩解消を図ります。	・スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施	(総合振興計画実施計画:事業04-1-2-04)	・(複雑化、多様化する児童生徒の状況への対応を強化するため)スクールソーシャルワーカーを対象にした研修会等実施　6回	B	
ケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等 理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難と きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治 心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行いました。	—	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い、心理的ケアに繋がりました。	B	
基礎学力の向上を図るとともに、生徒1人ひとりの個性の伸長 い人格の完成を目指し、学院職員と連携・協力して支援を実 。	・指導訪問を実施し、生徒の基礎学力向上の視点で指導主事が授業を参観し、授業者に対して指導助言を行いました。 ・生徒一人ひとりの個性の伸長と望ましい人格の完成を目指した教育課程の運用とじしいに向けて、助言を行いました。	—	・わかる授業の展開や実態に応じた学習体形態の多様化について指導助言を行ったことで、生徒の基礎学力の向上が図れました。 ・学院職員と、指導案検討の時点から連携できたことで、基礎学力の向上の向上の視点をきっかけとして生徒の自立支援の推進を目指すことができました。	B	
市立小・中・高等・中等教育学校において、警察職員、学校 等の関係機関と連携して「薬物乱用防止教室」を実施し、児 が様々な薬物とその乱用による健康への害や、薬物に手を出 決意をすることの大切さについて理解する機会を設けます。	年間指導計画上に、「薬物乱用防止」に関する指導が実施されるかを確認し、各学校に適切な指導を行いました。	—	指導訪問等を通して、保健体育において薬物乱用と健康についても適切な指導が行われているか授業を参観し、指導者に対して指導助言を行いました。	B	
	市立小・中・中等教育・高等学校において、警察職員、学校薬剤師等の関係機関と連携して「薬物乱用防止教室」を実施しました。	—	「薬物乱用防止教室」を実施し、児童生徒が様々な薬物とその乱用による健康への害や、薬物に手を出さないと決意をすることの大切さについて理解する機会を設けることができました。	B	
徒の非行・問題行動の抑止を目的として、学校が保護者、地 察、少年鑑別所等の関係機関等と連携した「非行防止教室」 します。児童生徒の規範意識の醸成、他者を思いやるなどの 心の育成、安全な生活を営もうとする態度や習慣の形成、判 育成をもって、児童生徒の健全育成を図ります。	関係機関や団体への協力依頼、各校で実践した非行防止に向けた取組状況について集約を行います。次に、各校の実践内容について学校・警察連絡協議会や研修会において周知します。	—	・(市立小・中・高等・中等教育学校において)薬物乱用関係に取り組んだ学校　97.5% ・ネットトラブル関係に取り組んだ学校　97.5% ・実施方法を工夫(オンライン、DVD動画活用等)し、関係機関と連携した「非行防止教室」を実施した小・中・高等・中等教育学校　89校 ・「令和4年度非行防止に向けた取組」を行った市立小・中・高等・中等教育学校　100%	B	
明るくする運動」の一環として、保護司による青少年の健全 非行予防に向けた講演会の開催支援や、地区担当保護司と の情報交換を行います。また、保護司会が児童生徒に標語入 ーや作文コンクールの作品募集を行う支援をします。	保護司会と連携し、児童生徒に標語入りポスターや作文コンクールの作品募集を行う支援や、大宮地区保護司会の「社会を明るくする運動」への後援を行います。	—	・保護司会の作品募集への支援を通して、保護司会と学校の連携を図れるようにしました。 ・保護司会への後援を通して、保護司会と教育委員会の連携を図れるようにしました。	B	
高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談を け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の 口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用 した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、SNSを活用して悩みや相談に対応 受付期間:令和4年4月18日 ～令和5年3月30日の月曜日と木曜日及び特定期間内での月曜日から日曜日 受付時間:午後 6 時00分～午後 10 時00分	—	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用 した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B	
不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護 Sを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実 。	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、電話にて児童生徒の悩みや保護者の子どもに関する悩み等の相談に対応 受付期間:365日 受付時間:24時間 ※フリーダイヤル、通話料無料	—	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B	

			・啓発品を作成し、広く周知活動を実施しました。		
学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめ防止や早期発見、早期対応について組織的な取組を実施し クールロイヤーを活用し、児童生徒向けに、いじめについてを深め、法的な側面からいじめを未然防止することを目的としを実施するとともに、学校や教職員向けに、いじめの問題への対応や学校の法的責任等について学ぶための研修会を実。 保護者を対象に、いじめの問題についての知識を深め、学したいじめの早期発見・早期対応につなげるため、「いじめクトセミナー」を開催します。	6月を「いじめ撲滅強化月間」と位置づけ、各学校ごとにいじめ撲滅に向けた取組を実施します。また、学校からの依頼により、スクールロイヤーによる、児童生徒向けのいじめ予防特別講義、教職員向けの研修、法律相談、リーガルチェックを実施します。	○スクールロイヤー等専門家チームのアドバイス等で、課題の解決に向かった割合　98% ○スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施 （総合振興計画実施計画:事業04-1-2-04）	・市立各学校が、「いじめ撲滅強化月間」で、「いじめ撲滅」啓発用ポスターを活用したいじめ撲滅に向けたスローガンの作成や、児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開、校長等による講話などを実施し、いじめ撲滅に向けた機運を高め、いじめ未然防止に努めることができました。 ・スクールロイヤー等専門家チームのアドバイス等で、課題の解決に向かったと実施校が答えた割合　98%	B	
の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓を実施します。	市内10区で非行防止キャンペーンを実施するとともに、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施しました。	○キャンペーン参加地区数　10区 （第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン：事業番号87）	非行防止キャンペーンや大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動の実施により、市民への啓発や青少年の健全育成・非行防止を推進しました。	B	
の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止の立の中学校、高等学校等の生徒に対し暴力団排除に関すレット等の配布等により、暴力団排除の重要性を認識させる啓発を実施します。	さいたま市暴力排除推進協議会の事務局として、暴力団排除に関するリーフレット・ポスターを作成し、令和4年7月に下記のとおり配布しました。 ・ 市立中学校58校・高校3校・中等教育学校1校・特別支援学校2校の新1年生を対象に、リーフレットを約12,500部配布しました。 ・ 啓発暴力団排除を啓発するため、市立中・高・中等教育学校・特別支援学校にポスターを各1部配布しました。	―	市立中学校、高等学校を通じて、暴力団排除に関するリーフレットを新1年生に配布し、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止の啓発を行いました。	B	

相談できる窓口として「総合相談員」を配置し、電話や来所 談にワンストップで対応します。	による相談に対応しました。	(総合振興計画実施計画:事業07-1-2-06)	の割合　97.7%		
庭総合センターにおいて、主に中高生から30代までの方及 家族・関係者を対象に、学校、仕事、生活上の悩みや困りごと て相談できる窓口として相談員を配置し、電話や来所による ワンストップで対応します。	主に中高生から30代までの方及びその家族・関係者を対象に、学校、仕事、生活上の悩みや困りごとについて、電話や来所による相談に対応しました。	—	なんでも若者相談窓口相談件数　2,700件	B	
談所において、児童に関する様々な問題について相談に応 警察や学校等の関係機関との十分な連携のもとに、児童が 問題あるいは真のニーズ、置かれた環境等を的確に捉え、 児童や家庭に効果的な支援を実施します。	非行相談として、ぐ犯行為等相談と触法行為等相談(計138件)を受付しました。 【ぐ犯行為等相談】112件 家出・浮浪40件、外泊9件、持出し19件、窃盗8件、その他36件 【触法行為等相談】26件 万引7件、傷害4件、窃盗6件、その他9件	—	非行相談に対し、以下の支援を実施しました。 助言指導100件、継続指導12件、他機関あっせん11件、その他10件	B	
ケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等 理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難と きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治 心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行いました。	—	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い、心理的ケアに繋がりました。	B	
高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談を け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の 口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用 した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、SNSを活用して悩みや相談に対応 受付期間:令和4年4月18日 ～令和5年3月30日の月曜日と木曜日及び特定期間内での月曜日から日曜日 受付時間:午後 6 時00分～午後 10 時00分	—	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用 した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B	
不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護 Sを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実 。	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、電話にて児童生徒の悩みや保護者の子どもに関する悩み等の相談に対応 受付期間:365日 受付時間:24時間 ※フリーダイヤル、通話料無料	—	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B	
等からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本 報を提供するとともに、一時保護等の後に地域での生活を始 害者に対し、事案に応じて適切な支援を行うため、関係機関 絡調整を行う等、身近な相談窓口として継続的な支援を実施	配偶者等から暴力を受けた被害者や一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者などから、電話や面接で相談を受け、関係機関等と連携しながら自立に向けた支援を行いました。	○DV被害者への相談支援件数　1,100件 (総合振興計画実施計画:事業01-2-1-02)	○DV被害者への相談支援件数　1,036件 (総合振興計画実施計画:事業01-2-1-02)	B	
害がある方が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるよ 機関と連携しながら、相談支援、社会参加支援等を行うとと の支援体制の充実を図ります。	発達障害者社会参加事業では、発達障害者の社会からの孤立化を防ぐため、当センター継続相談者を対象に、「居場所」や「日中体験活動」の場・機会を提供しました。 また、学生向けキャリア形成支援事業では、発達障害者支援に関する知識・情報を普及させるため、講座をとおして二次障害の予防とその人らしい社会参加の在り方を考える機会を設けました。	○発達障害者社会参加事業の取組みを継続活用できた人の割合　70% ○学生向けキャリア形成支援事業支援者向け講座で、内容が理解できたと回答した支援者の割合　90% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-05)	・発達障害者社会参加事業の取組みを継続活用できた人の割合は、76%でした。 ・学生向けキャリア形成支援事業支援者向け講座で、内容が理解できたと回答した支援者の割合は91%でした。 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-05)	B	

関係団体に対する補助を行うことにより、健全な運営及び青健全育成を助長する地域活動の振興を図ります。	健全な運営及び青少年の健全育成を助長する地域活動の振興を図るため、青少年関係団体(90団体)に対し補助金を交付しました。	○交付団体数　91団体 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号85)	青少年関係団体(90団体)に対し補助金を交付することで、活動を支援しました。	B	
明るくする運動」に協力し、市内でのキャンペーン等に参画犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を取組を推進します。	犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める広報、啓発活動を実施しました。	―	市役所や区役所で社会を明るくする運動のポスター掲示や再犯防止に関する動画放映により広報、啓発活動を実施しました。	B	
育及び人権啓発推進さいたま市基本計画に基づき、人権教発等の各種施策を推進し、刑を終えて出所した人の人権に普及啓発を実施します。	「刑を終えて出所した人」の人権について、市ホームページや啓発冊子を活用した啓発を行いました。	－	市ホームページに「刑を終えて出所した人」の人権について掲載しているほか、法務省作成「人権の擁護」535部について、各区役所、図書館等に配架しました。	B	
ムページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇の支援制度等の広報を実施します。	協力雇用主への支援制度等について市ホームページに掲載し、広報を実施しました。	―	協力雇用主への支援制度等について市ホームページに掲載することにより、制度の周知に繋げました。	B	
用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対すを実施します。	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付します。	―	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付しました。(事業費:1,107,981円)	B	
の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓を実施します。	市内10区で非行防止キャンペーンを実施するとともに、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施しました。	○キャンペーン参加地区数　10区 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号87)	非行防止キャンペーンや大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動の実施により、市民への啓発や青少年の健全育成・非行防止を推進しました。	B	
市社会福祉大会において、長年にわたり犯罪や非行のない地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰により、意欲、やりがいの向上を図ります。	さいたま市社会福祉大会を開催し、功績が顕著な保護司を表彰しました。	―	犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献した保護司に対して、その長年にわたる功績を表彰(市長表彰:4名、社協会長表彰:10名)することにより、意欲、やりがいの向上に繋げました。	B	